

別表第1 参考項目

10 規則別表第1の5の項のア及びイに掲げる事業（以下「水力発電所設置事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)	影響要因の区分 (細区分)			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	貯水池の存在	河水の取水			
されるべき環境要素 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価	大気環境	大気質	窒素化合物	○	○				
			粉じん等	○	○	○			
		騒音	騒音	○	○				
		振動	振動	○	○				
	水環境	水質	水の濁り			○		○	
			水の汚れ					○	○
			水温					○	
			富栄養化					○	
			溶存酸素量					○	
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○	
地盤		地盤及び斜面の安定性			○	○			
されるべき環境要素 系の保全を旨として調査、予測及び評価 生物の多様性の確保及び自然環境の体	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	○	
	植物	重要な種及び群落			○	○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	
べき環境要素 査、予測及び評価される 合いの確保を旨として調 人と自然との豊かな触れ	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	○	○	
べき環境要素 により予測及び評価され 環境への負荷の量の程度	廃棄物等	廃棄物			○		○		
		建設工事に伴う副産物			○				
要素 び評価されるべき環境 質について調査、予測及 一般環境中の放射性物	放射線の量		○ ※	○ ※	○ ※				

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる水力発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 工所用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - イ 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。
 - ウ 造成等の施工として、作業坑、土捨て場、工所用道路の関連工事を行う。
 - エ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。
 - オ 貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。
 - カ 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。